

独立行政法人農畜産業振興機構の
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

独立行政法人 農畜産業振興機構

制定認可：平成25年3月29日付け農林水産省指令24生産第3009号
変更認可：平成26年3月31日付け農林水産省指令25生産第3556号
変更認可：平成27年3月31日付け農林水産省指令26生産第3256号
変更認可：平成27年12月21日付け農林水産省指令27生産第2136号
変更認可：平成28年3月31日付け農林水産省指令27生産第2783号

独立行政法人農畜産業振興機構中期計画

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食料・農業をめぐる内外の諸情勢の変化に迅速かつ的確に対応して、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという重要な使命を担っている。

機構は、その使命を達成するため、第3期中期目標期間において、機動性を活かしつつ、国の食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づく農政の基本方針に即して、国内外における農畜産物の生産・流通・消費等に係る現場の実情を的確に把握して、民間による取組が困難な場合及び民間の取組を促進する必要がある場合において、以下の取組を行っていくこととする。

- (1) 肉用牛生産者、養豚生産者、生乳生産者、野菜生産者、甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及びその補完対策等を着実に実施する。
- (2) 需給調整・価格安定制度を適切に運営するとともに、食の安全・安心に対する国民の関心の高まりや国産農畜産物の安定的な供給に対応するため、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等に対応した緊急対策等を実施する。
- (3) 農畜産物の国際需給は、BRICs等経済新興国における需要増加、バイオ燃料生産の拡大、干ばつ等異常気象等の影響を受けて複雑化しているため、国内外における農畜産物の需給、価格等に関する動向を迅速かつ正確に把握して生産者や消費者、関係業界等に分かりやすい情報を的確に提供する。

機構は、こうした業務の実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等に即して、効率化の推進と経費の削減、外部評価と情報公開等の徹底による透明性の確保に努める必要がある。

また、農政の基本方針に即し、事業をシンプルで分かりやすいものに改善していくとともに、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善していく必要がある。

このため、機構は、第3期中期目標期間において、引き続き、費用対効果分析手法やコスト分析手法等による補助事業費の削減、業務運営の効率化等を通

じた経費の抑制、第三者機関による審査・評価等を含めた業務管理と点検・評価の徹底、諸情勢の変化に即応した組織体制の整備、職員の業務運営能力の向上、迅速かつ透明性の高い業務執行等に取り組むものとする。

以上を踏まえ、機構は、国民の期待と信頼に応え、本中期計画を確実に遂行することとする。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。

また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営の効率化による経費の縮減

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。

(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人によ

る監査を受ける。

3 業務執行の改善

- (1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。
- (2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。
- (3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。
- (4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。
- (5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。
特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。

5 補助事業の効率化等

- (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。
- (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。
 - ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。

- ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
- ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。
- ④ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。

なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。

(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。
- ④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。
- ⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。
- ⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。
- ⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。

また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公

表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。

また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。

7 長期借入れを行う場合の留意事項

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

また、業務内容等に応じ、それぞれの業務ごとに、アウトカム指標を含む適切な指標をできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うことにより、業務の一層の質の向上を図る。

さらに、機構の業務の評価に当たり十分機能する指標を追加していくこととし、その際はより効率的かつ効果的に事業を実施する観点から検討を行うこととする。

1 経営安定対策

(1) 畜産関係業務

① 畜産業振興事業

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

ア 肉用牛対策

肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。

イ 養豚対策

養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。

ウ 補完対策

経営安定対策の補完対策を行う。本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。

③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

ア 交付業務の迅速化

肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

イ 交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。

また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。

(2) 野菜関係業務

① 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

② 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る

認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。

また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。

③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

④ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

⑤ ホームページ等による業務内容の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。

(3) 砂糖関係業務

① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(4) でん粉関係業務

① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

2 需給調整・価格安定対策

(1) 畜産関係業務

① 指定食肉の売買

ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。

② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

③ 指定乳製品等の輸入・売買

ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入すると

もに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。

エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。

(2) 野菜関係業務

① 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。

② ホームページ等による業務内容等の公表

需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。

(3) 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月

の15日までに公表する。

(4) でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。

3 緊急対策

(1) 畜産関係業務

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。

(2) 野菜関係業務

野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。

4 資金の流れ等についての情報公開の推進

(1) 畜産関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。

このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜

産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

また、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。

(2) 野菜関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

(3) 砂糖関係業務

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。

また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

(4) でん粉関係業務

機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会にお

いて検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。

また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。

さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

(3) 需給等関連情報の迅速な提供

情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。

また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。

(4) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

- ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。
- ② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。

(5) ホームページの活用等

情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。

(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。

(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報

については、原則として翌業務日以内に対応する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成25年度～平成29年度予算

（1）総計

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	9,766
国庫補助金	59,328
その他の政府交付金	468,431
業務収入	387,407
拠出金	51,217
負担金	21,666
納付金	20,649
資金より受入	176,380
借入金	153,314
諸収入	93,175
計	1,441,335
支出	
業務経費	1,318,148
借入金償還	151,985
人件費	12,825
一般管理費	2,948
その他支出	983
計	1,486,889

〔人件費の見積り〕 期間中総額9,818百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

（2）畜産勘定

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,532
その他の政府交付金	328,804
業務収入	194
畜産振興事業拠出金	51,217
調整資金より受入	68,146
畜産業振興資金より受入	108,234

諸収入	89,016
計	649,143
支出	
業務経費	536,589
畜産振興事業費	534,512
情報収集提供事業費	1,731
その他業務経費	346
肉用子牛勘定へ繰入	106,376
人件費	4,968
一般管理費	1,142
計	649,076

[人件費の見積り] 期間中総額3,759百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
国庫補助金	59,328
野菜事業負担金	21,666
野菜事業納付金	20,649
諸収入	3,977
計	105,620
支出	
業務経費	129,115
野菜生産出荷安定事業費	113,485
野菜農業振興事業費	15,426
情報収集提供事業費	204
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	326
人件費	2,437
一般管理費	557
計	132,436

[人件費の見積り] 期間中総額1,878百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	4,393
その他の政府交付金	50,566
業務収入	272,695
借入金	153,314
諸収入	23
計	480,992
支出	
業務経費	324,321
糖価調整事業費	237,177
国庫納付金	86,877
情報収集提供事業費	267
借入金償還	151,985
人件費	3,156
一般管理費	693
その他支出	657
計	480,812

〔人件費の見積り〕 期間中総額2,409百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,581
業務収入	59,625
諸収入	2
計	61,208
支出	
業務経費	62,285
でん粉価格調整事業費	37,594
国庫納付金	24,575
情報収集提供事業費	117
人件費	973
一般管理費	256
計	63,515

〔人件費の見積り〕 期間中総額788百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超

過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
その他の政府交付金	89,061
業務収入	54,894
諸収入	123
計	144,077
支出	
業務経費	159,517
加工原料乳補給金事業費	113,823
輸入乳製品売買事業費	45,694
人件費	1,008
一般管理費	235
計	160,760

[人件費の見積り] 期間中総額769百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	260
畜産勘定より受入	106,376
諸収入	16
計	106,652
支出	
業務経費	106,313
肉用子牛補給金等事業費	106,313
人件費	276
一般管理費	63
計	106,652

[人件費の見積り] 期間中総額209百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
諸収入	18
計	18
支出	
業務経費	7
保証業務費	7
人件費	6
一般管理費	1
計	14

[人件費の見積り] 期間中総額5百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2 収支計画

平成25年度～平成29年度収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,418,498
經常費用	1,418,498
業務経費	1,314,568
資金繰入	87,336
人件費	12,825
一般管理費	2,924
その他支出	657
減価償却費	189
収益の部	1,402,322
經常収益	1,316,260
運営費交付金収益	9,766
補助金等収益	786,687
業務収入	383,841
資金戻入	128,808
資産見返運営費交付金戻入	37
資産見返補助金戻入	10
諸収入	7,111
特別利益	86,062

前期損益修正益	86,062
純損失	△ 16,176

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	736,136
經常費用	736,136
業務経費	536,589
畜産振興事業費	534,512
情報収集提供事業費	1,731
その他業務経費	345
肉用子牛勘定へ繰入	106,376
畜産業振興資金繰入	87,010
人件費	4,968
一般管理費	1,116
減価償却費	76
収益の部	736,153
經常収益	650,090
運営費交付金収益	3,532
補助金等収益	643,411
業務収入	194
諸収入	2,954
特別利益	86,062
前期損益修正益	86,062
純利益	17

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	132,487
經常費用	132,487
業務経費	129,115
野菜生産出荷安定事業費	113,485
野菜農業振興事業費	15,426
情報収集提供事業費	204

指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	326
人件費	2,437
一般管理費	557
減価償却費	52
収益の部	132,784
經常収益	132,784
野菜事業資金戻入	128,808
諸収入	3,977
純利益	297

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	328,860
經常費用	328,860
業務経費	324,321
糖価調整事業費	237,177
国庫納付金	86,877
情報収集提供事業費	267
人件費	3,156
一般管理費	693
その他支出	657
減価償却費	33
収益の部	331,360
經常収益	331,360
運営費交付金収益	4,393
補助金等収益	54,215
業務収入	272,695
資産見返運営費交付金戻入	25
資産見返補助金戻入	10
諸収入	21
純利益	2,500

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
-----	-----

費用の部	63,527
經常費用	63,527
業務経費	62,285
でん粉価格調整事業費	37,594
国庫納付金	24,575
情報収集提供事業費	117
人件費	973
一般管理費	256
減価償却費	12
収益の部	61,220
經常収益	61,220
運営費交付金収益	1,581
業務収入	59,625
資産見返運営費交付金戻入	12
諸収入	2
純損失	△ 2,306

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	157,198
經常費用	157,198
業務経費	155,950
加工原料乳補給金事業費	113,823
輸入乳製品売買事業費	42,127
人件費	1,008
一般管理費	235
減価償却費	5
収益の部	140,511
經常収益	140,511
補助金等収益	89,061
業務収入	51,327
諸収入	123
純損失	△ 16,687

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	106,652
經常費用	106,652
業務経費	106,300
肉用子牛補給金等事業費	106,300
人件費	276
一般管理費	65
減価償却費	11
収益の部	106,652
經常収益	106,652
運営費交付金収益	260
畜産勘定より受入	106,376
諸収入	16
純利益	0

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	14
經常費用	14
業務経費	7
保証業務費	7
人件費	6
一般管理費	1
収益の部	18
經常収益	18
諸収入	18
純利益	4

3 資金計画

平成25年度～平成29年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	金 額
-----	-----

資金支出	1,936,575
業務活動による支出	1,439,035
投資活動による支出	254,261
財務活動による支出	151,997
次期中期目標期間への繰越金	91,282
資金収入	1,936,575
業務活動による収入	1,214,223
投資活動による収入	283,287
財務活動による収入	153,314
前期中期目標期間よりの繰越金	285,750

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	761,060
業務活動による支出	650,413
投資活動による支出	36,151
次期中期目標期間への繰越金	74,497
資金収入	761,060
業務活動による収入	472,763
投資活動による収入	36,125
前期中期目標期間よりの繰越金	252,173

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	354,915
業務活動による支出	132,110
投資活動による支出	217,770
次期中期目標期間への繰越金	5,035
資金収入	354,915
業務活動による収入	105,620
投資活動による収入	246,820
前期中期目標期間よりの繰越金	2,475

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	481,643
業務活動による支出	328,782
財務活動による支出	151,985
次期中期目標期間への繰越金	875

資金収入	481,643
業務活動による収入	327,451
投資活動による収入	2
財務活動による収入	153,314
前期中期目標期間よりの繰越金	875

(5) でん粉勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	66,035
業務活動による支出	63,831
次期中期目標期間への繰越金	2,204
資金収入	66,035
業務活動による収入	61,208
前期中期目標期間よりの繰越金	4,827

(6) 補給金等勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	164,960
業務活動による支出	157,206
次期中期目標期間への繰越金	7,753
資金収入	164,960
業務活動による収入	140,511
前期中期目標期間よりの繰越金	24,449

(7) 肉用子牛勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	107,552
業務活動による支出	106,660
財務活動による支出	11
次期中期目標期間への繰越金	881
資金収入	107,552
業務活動による収入	106,652
前期中期目標期間よりの繰越金	900

(8) 債務保証勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	410
業務活動による支出	33

投資活動による支出	340
次期中期目標期間への繰越金	38
資金収入	410
業務活動による収入	18
投資活動による収入	340
前期中期目標期間よりの繰越金	52

4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。

また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

別紙 運営費交付金算定ルール

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝一般管理費＋業務経費－自己収入

一般管理費＝人件費＋その他一般管理費

人件費＝給与・報酬等＋法定福利費＋退職手当±過年度精算額

給与・報酬等＝前年度給与・報酬等× α_1

法定福利費＝前年度法定福利費× α_2

その他一般管理費＝（前年度その他一般管理費－前年度特殊要因）× β_1 × γ_1 × δ_1 ＋特殊要因

業務経費＝（前年度業務経費－前年度特殊要因）× β_2 × γ_2 × δ_2 ＋特殊要因

自己収入＝前年度自己収入× ε

α ：人件費調整係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

β ：効率化係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

γ ：政策係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

δ ：消費者物価指数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

ε ：自己収入調整係数（各年度予算編成過程において、過年度の実績を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。）

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、当年度の退職手当額。

過年度精算額：各年度の予算編成過程において、過年度における人件費の過不足額等を勘案し、当年度における具体的な額を決定。

特殊要因：各年度の業務の状況に応じて増減する経費。

（注）野菜勘定、補給金等勘定及び債務保証勘定については、運営費交

付金の措置は行わないことから、上記算定ルールは適用しない。

また、畜産勘定及び肉用子牛勘定については、その他一般管理費及び業務経費の措置は行わない。

[注記] 中期計画予算を試算する上での前提条件

平成25年度は概算決定額、平成26年度以降は以下を前提条件として試算。

1. α_1 (給与・報酬等の人件費調整係数) については、平成26年度に給与特例減額期間終了に伴う影響額を織り込んだ上で、平成27年度以降1.00と推定。
2. α_2 (法定福利費の人件費調整係数) については、平成26年度に給与特例減額期間終了に伴う影響額を織り込んだ上で、平成27年度以降1.01と推定。
3. β_1 (その他一般管理費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.97と推定。
4. β_2 (業務経費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.99と推定。
5. γ (政策係数) については、期間中1.00と推定。
6. δ (消費者物価指数) については、期間中1.00と推定。
7. ε (自己収入調整係数) については、期間中1.00と推定。

第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。

緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成27年度以降早期に金銭により国庫に納付する。

また、平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

予定なし

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。

（2）人員に係る指標

期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。

〔参考1〕

前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234人

期初の常勤職員数の見込み 234人

期末の常勤職員数の見込み 234人

〔参考2〕

中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818百万円

（3）業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。

① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。

② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。

3 積立金の処分に関する事項

畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。